

大学共同利用機関法人人間文化研究機構における職員の健康情報等取扱規程

令和2年9月14日

規程第158号

(目的)

- 第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）が実施する健康診断等の健康を確保するための措置（以下「健康確保措置」という。）や任意に行う職員の健康管理活動を通じて得た職員の心身の状態に関する情報（以下「健康情報等」という。）を職員の健康確保措置の実施や安全配慮義務の履行等の目的の範囲内で適正に使用し、職員の健康確保措置が適切に行われるよう、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第104条第2項の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 健康情報等の取扱いについては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及びその他関係法令、人間文化研究機構保有個人情報保護規程及び機構関係規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(健康情報等の取扱い)

- 第2条 健康情報等の取扱いとは、次の各号に掲げる健康情報等に係る一連の措置をいう。
- 一 収集 健康情報等を入手すること。
 - 二 保管 入手した健康情報等を保管すること。
 - 三 使用 健康情報等を取り扱う権限を有する者が、健康情報等を活用すること（閲覧を含む。）又は第三者に提供すること。
 - 四 加工 収集した健康情報等の提供に当たり、当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるよう変換すること。
 - 五 消去 収集、保管、使用、加工した健康情報等を削除するなどして使えないようにすること。

(健康情報等取扱者)

- 第3条 健康情報等を取り扱う職員は、法の趣旨に則り、関係法令及び規程等の定め並びに人間文化研究機構保有個人情報保護規程に定める総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、健康情報等が特に配慮を要する機微な情報を含むことを認識し、適切に取り扱わなければならない。
- 2 健康情報等を取り扱う職員及び取り扱う健康情報等の範囲は別表1に定める。

(健康情報等取扱者の権限)

- 第4条 健康情報等取扱者の権限は、別表2のとおりとする。

- 2 別表2に定めた権限を越えて健康情報等を取り扱う場合は、保護管理者の承認を得るとともに、当該健康情報等の対象となる職員の同意を得なければならない。
- 3 健康情報等取扱者は、職務を通じて知り得た職員の健康情報等を他人に漏らしてはならない。

(健康情報等の範囲)

第5条 機構は、労働安全衛生法、その他関係法令(以下、「安衛法等」)に定める義務を履行するために、機構が必ず取り扱わなければならない健康情報等で、次の各号に掲げるものについては、当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえて、これを取り扱うものとする。

- 一 安衛法等に定められている健康診断(以下「健康診断」という。)の受診・未受診の情報
 - 二 健康診断の事後措置について医師から聴取した意見
 - 三 長時間労働者による面接指導の申出の有無
 - 四 長時間労働者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見
 - 五 安衛法等に定められているストレスチェック(以下「ストレスチェック」という。)の結果に基づき高ストレスと判定された者による面接指導の申出の有無
 - 六 ストレスチェックの結果に基づき高ストレスと判定された者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見
- 2 機構は、安衛法等に基づき、機構が職員の同意を得ずに収集することができる健康情報等で、次の各号に掲げるものについては、健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲を踏まえ、状況に応じて情報を取り扱う者の制限や当該健康情報等の加工等の措置を講じて、これを取り扱うものとする。
 - 一 健康診断の結果(法定の項目)
 - 二 健康診断の再検査の結果(法定の項目と同一のものに限る。)
 - 三 保健指導の実施の有無(法令に基づく場合)
 - 四 保健指導の結果(法令に基づく場合)
 - 五 長時間労働者に対する面接指導の結果
 - 六 ストレスチェック個人結果及び当該結果を踏まえ高ストレスと判定された者に対する面接指導の結果
 - 七 健康相談の実施の有無(法令に基づく場合)
 - 八 健康相談の結果(法令に基づく場合)
 - 3 機構は、安衛法等において、機構が直接取り扱うことについて規定されていない健康情報等で、次の各号に掲げるものについては、職員に同意を得た上で、これを取り扱うものとする。
 - 一 健康診断の結果(法定外項目)

- 二 保健指導の結果（法令に基づかない場合）
- 三 健康診断の再検査の結果（法定の項目と同一のものを除く。）
- 四 健康診断の精密検査の結果
- 五 がん検診の結果
- 六 治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書
- 七 通院状況等疾病管理のための情報
- 八 健康相談の結果（法令に基づかない場合）
- 九 職場復帰のための面接指導の結果
- 十 産業保健業務従事者が職員の健康管理等を通じて得た情報
- 十一 任意に職員から提供された本人の病歴、健康に関する情報

（利用目的等の通知）

第6条 機構は、健康情報等を取り扱う場合には、あらかじめその利用目的及び取扱方法を職員に通知又は公表する。公表していない場合であって健康情報等を取得した場合には、速やかにその利用目的及び取扱方法を職員に通知する。

（職員の同意）

第7条 機構は、健康情報等のうち、安衛法等に基づき収集する健康情報等については、職員の同意を得ずに収集することができる。

- 2 前項によらない健康情報等については、適切な方法により職員の同意を得ることで収集することができる。この場合において、職員が、この規程に規定されている健康情報等を職員の意思に基づき提供したときは、職員の同意があったものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する場合は、職員本人の同意取得を要しない。
 - 一 安衛法等に定められている健康診断または面接指導等の実施を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する場合、その他法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、職員本人の同意を得ることが困難である場合
 - 三 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、職員本人の同意を得ることが困難である場合
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

（健康情報等の管理）

第8条 機構は、次の各号に掲げる方法により、健康情報等の適正管理に努めるものとする。

- 一 利用目的の達成に必要な範囲において、健康情報等を正確かつ最新の内容に保つこ

と。

- 二 健康情報等の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、必要に応じて、適切な措置を講ずること。
- 三 健康情報等の漏えい等が生じた場合には、速やかに保護管理者へ報告するとともに、機構内において必要な措置を講ずること。
- 四 利用する必要がなくなったときは、当該健康情報等を遅滞なく消去すること。
- 五 健康情報等の取扱いを委託する場合は、委託先において当該健康情報等に対する安全管理措置が適切に講じられるよう、必要に応じて、委託先に対して適切な監督を行うこと。

(健康情報等の開示、訂正等)

第9条 機構は、職員から当該職員の健康情報等の開示請求を受けた場合は、当該職員に対し、遅滞なく、当該健康情報等を開示するものとする。ただし、当該健康情報等を開示することによって、当該職員又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合や、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等には、開示請求を受けた健康情報等の全部又は一部を開示しないことができる。

- 2 前項による開示請求を受けた場合であって、当該職員が識別される健康情報等がない場合又は前項ただし書の規定により開示請求を受けた健康情報等の全部又は一部を開示しない場合は、遅滞なく、当該職員に対しその旨（健康情報等の全部又は一部を開示しない場合はその理由）を通知するものとする。
- 3 機構は、職員から、当該職員の健康情報等について、訂正、追加、削除、使用停止（消去及び第三者への提供の停止を含む。以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求が適正であると認められる場合には、遅滞なく訂正等を行うものとする。
- 4 前項の規定により、訂正等を行った場合又は訂正等を行わない場合は、遅滞なく、当該職員に対しその旨（訂正等を行わない場合はその理由）を通知するものとする。

(健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い)

第10条 あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者へ提供してはならない。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- 一 安衛法等に定められている健康診断または面接指導等の実施を委託するために必要な労働者の個人情報等を外部機関に提供する場合、その他法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、職員本人の同意を得ることが困難である場合
- 三 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、職員本人の同意を得ることが困難である場合
- 四 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂

行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

- 2 次の各号 に該当する場合の健康情報の提供先は第三者に該当しない。
 - 一 健康保険組合等と共同して健康診断や保健事業を実施する場合
 - 二 健康情報等の取扱い（データ入力・分析等）を委託して実施する場合
 - 三 合併その他の事由により事業の承継に伴って情報を提供する場合
- 3 健康情報等を第三者に提供する場合、当該健康情報を提供した年月日、当該第三者の氏名または名称について記録を作成・保存しなければならない。

（第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い）

第11条 第三者から健康情報の提供を受ける場合には、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯等の必要な事項について確認するとともに、記録を作成・保存しなければならない。

（健康情報等の取扱いに関する苦情の処理）

第12条 健康情報等の取扱いに関する苦情は機構本部事務局または各機関で担当する。
2 苦情に対しては、適切かつ迅速に対処するよう努める。

（取扱規程の職員への周知の方法）

第13条 この規程はホームページ、イントラネット等により職員に周知する。
2 職員が退職後に健康情報等を取り扱う目的を変更した場合には、ホームページ、イントラネット等に掲載することで周知する。

（教育・啓発）

第14条 健康情報等の取扱いに関して、健康情報等取扱者及びそれ以外の職員を対象に必要なに応じて研修を行う。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、機構または各機関において別に定める。

附則

この規程は、令和2年9月14日に施行する。

別表1（第3条関係）

健康情報等取扱者区分	具体的な役職名等
(A) 人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	機構長、理事、所長、事務局長、管理部長、総務を担当する課長
(B) 産業保健業務従事者	産業医、保健師、看護師、衛生管理者、衛生推進者（衛生推進者）
(C) 管理監督者	職員の所属長
(D) 業務上、健康情報等を取り扱う必要のある者	(B) に該当する者を除く機構本部及び各研究所等の総務を担当する部署の事務担当職員

別表2（第4条関係）

健康情報等の分類	健康情報取扱者区分及び権限			
	(A)	(B)	(C)	(D)
第5条第1項各号	◎	○	△	△
第5条第2項各号	△	○	△	△
第5条第3項各号	△	○	△	△

◎：健康情報等を直接取り扱う。

○：健康情報等の収集、保管、使用、加工、消去を行う。

△：健康情報等の収集、保管、使用を行う。なお、使用にあたっては、職員に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、産業保健業務従事者が集約・整理・解釈するなど適切に加工した健康情報等を取り扱う。